

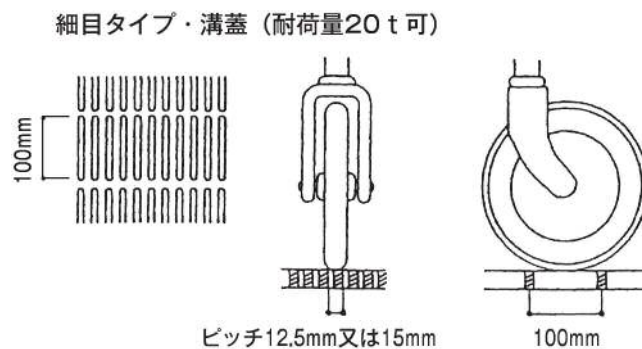
〔敷地内の通路〕

道路から主要な出入口に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。

- (1) 有効幅は、1.35m以上とすること。ただし、敷地等の状況によりやむを得ない場合は、1.2m以上とすることができる。
- (2) 段差を設けないこと。ただし、別項の〔傾斜路〕に定める構造の傾斜路を設けている場合、または機械式昇降装置を設置している場合は、この限りでない。
- (3) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (4) アプローチの通路面には、原則として排水溝などは設けないこと。やむを得ず設ける場合は、溝蓋を設け、仕上げ・穴の大きさ等は、車いす使用者・杖使用者等の通行に支障のないものとする。

《 参 考 図 》

【図1.1】 横断溝の仕様例
車いすのキャスターと溝蓋の拡大図



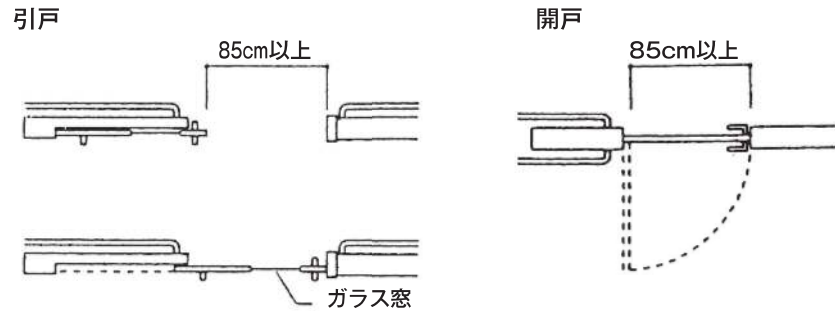
〔主要な出入口〕

屋外に通ずる主要な出入口のうち 1 以上は、次に定める構造とすること。

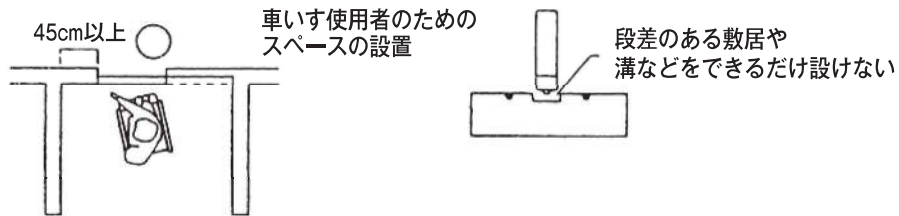
- (1) 有効幅は、1 m 以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、85cm 以上とすることができる。
- (2) 戸は、自動的に開閉する構造または車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- (3) 開閉動作の難易度からみると、引き戸が開き戸より簡単である。一般に推奨されている順位としては、①自動式引き戸、②手動式引き戸の順である。
- (4) 回転ドアは、基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避けること。やむを得ず設ける場合は、それ以外の形式の扉を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮すること。
- (5) 手動式の開き戸とする場合は、車いす使用者が通過しやすいよう、袖壁と開閉スペースを確保すること。
- (6) ドアハンドルは、車いす使用者や子ども達にも使いやすい高さ（85cm 程度）に設けること。また、円形のものは、上肢や手に障害のある人が使いにくいので避けること。
- (7) 床面には、高齢者・障害者等の通行の支障となる段差を設けないこと。マットは、埋込式とすること。ハケ状のものは、足を取られたり、車いすのキャスターが沈み込んだりするので用いないこと。
- (8) 外部出入口の建具は、雨水の浸入を防ぐ関係から多少の段差が生じてくる場合がある。その際には、すりつけを設ける等車いすの通行に支障とならない配慮を行うこと。ただし、2 cm 以下の段差はこの限りでない。
- (9) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

《 参 考 図 》

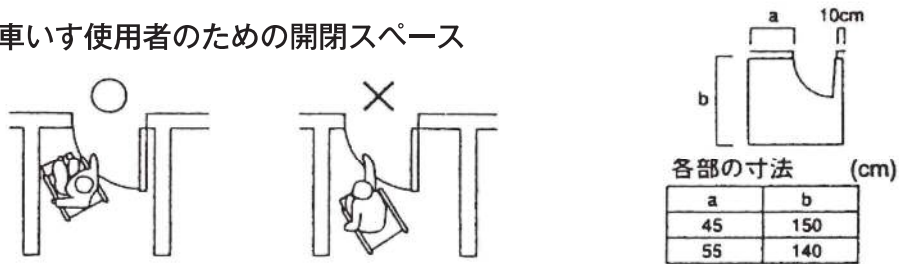
【図2.1】 各部屋の出入り口の形式



【図2.2】 引戸の形式

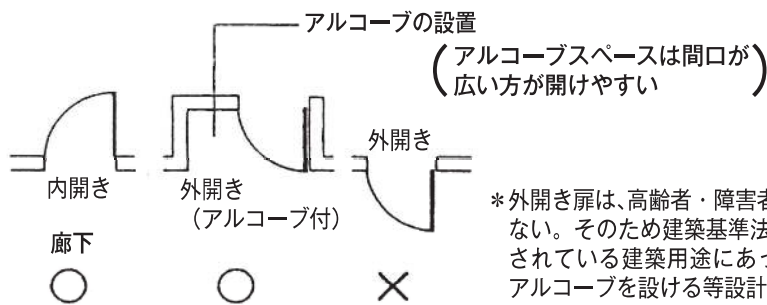


【図2.3】 車いす使用者のための開閉スペース



*集合住宅の住戸の
アルコーブ型出入口はこの限りでない

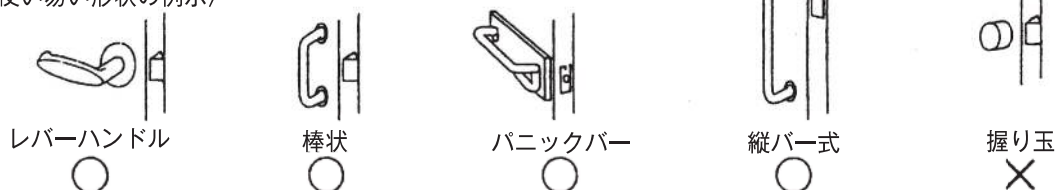
【図2.4】 開き戸への配慮



*外開き扉は、高齢者・障害者等の利用を考慮すると好ましくない。そのため建築基準法施行令118条で内開き扉が禁止されている建築用途にあって外開き扉を設置する際には、アルコーブを設ける等設計に注意する必要がある。

【図2.5】 取っ手の形式

〈使い易い形状の例示〉



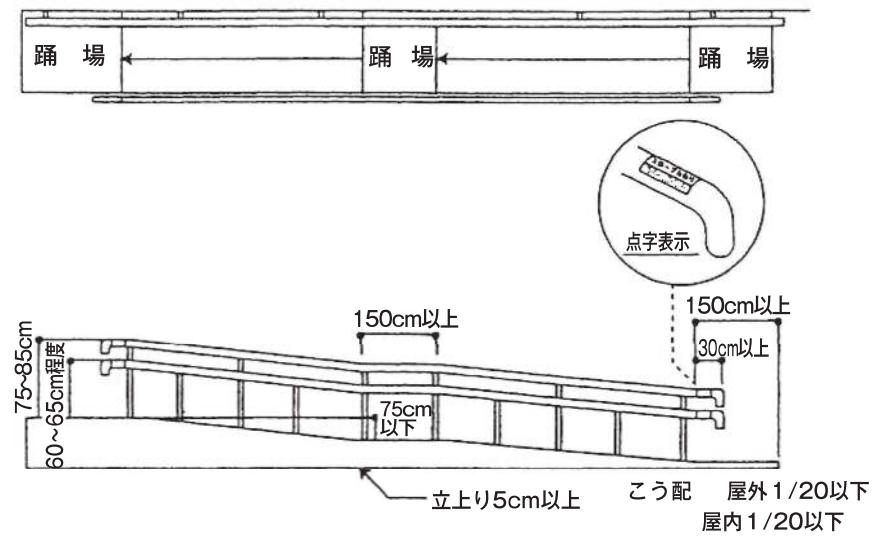
〔傾斜路〕

傾斜路は、次に定める構造とすること。

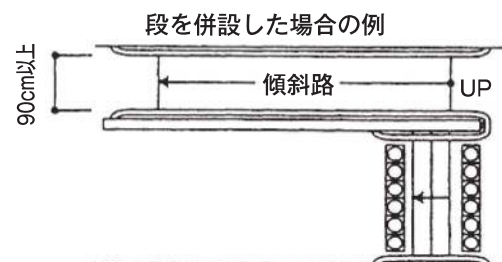
- (1) 有効幅は、屋内にあつては1.2m以上、屋外にあつては1.35m以上（敷地の状況等によりやむを得ない場合は、1.2m以上）とすること。ただし、段を併設する場合は、90cm以上とすることができる。
- (2) こう配は、屋内にあつては12分の1以下、屋外にあつては20分の1以下とすること。
ただし、屋内、屋外とも傾斜路の高さが16cm以下の場合は8分の1以下、屋外において傾斜路の高さが75cm以下の場合または敷地の状況等によりやむを得ない場合は、12分の1以下とすることができる。
- (3) 高さ75センチメートルを越える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに長さ1.5m以上の踊り場を設けること。傾斜路の始点、終点、曲がりの部分、折り返し部分および他の通路との交差部分にも1.5m以上の踊り場を設けること。
- (4) 手すりを両側に設けること。構造上やむを得ない場合は、少なくとも片側に設けること。
→別項の〔手すり〕を参照
- (5) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 車いすの脱輪などを防止するため、両側に側壁または35cm以上の立ち上がりを設けること。
ただし、手すりを設ける場合は、5cm以上とすることができる。
- (7) 傾斜路は、踊り場および傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとすること。

《 参 考 図 》

【図3.1】 傾斜路の仕様



【図3.2】 傾斜路の幅員



【図3.3】 踊場の設置例
通路全幅が傾斜路の場合

